

1

計画の役割と 構成・期間

(1) 計画の役割

総合計画は、自治体が策定する全ての計画の基本となる総合的な指針です。

吉岡町が将来にわたって持続していくためには、住民・地域・行政がまちづくりの方向性を共有し、それぞれの役割と責任を認識するとともに、限られた財源の中で、地域の課題を的確に捉え、質の高い公共サービスを提供することが重要となります。

第6次総合計画は、町の最上位計画としての位置付けを踏まえ、今後のまちづくりの方向性を示し、次のような役割を果たします。

役割 1 計画的な行財政運営

限られた資源（ヒト・モノ・カネ）を中長期的に各分野に配分し、施策や事業を計画的に実施するための総合的な行財政運営指針となるものです。

役割 2 住民参画の促進

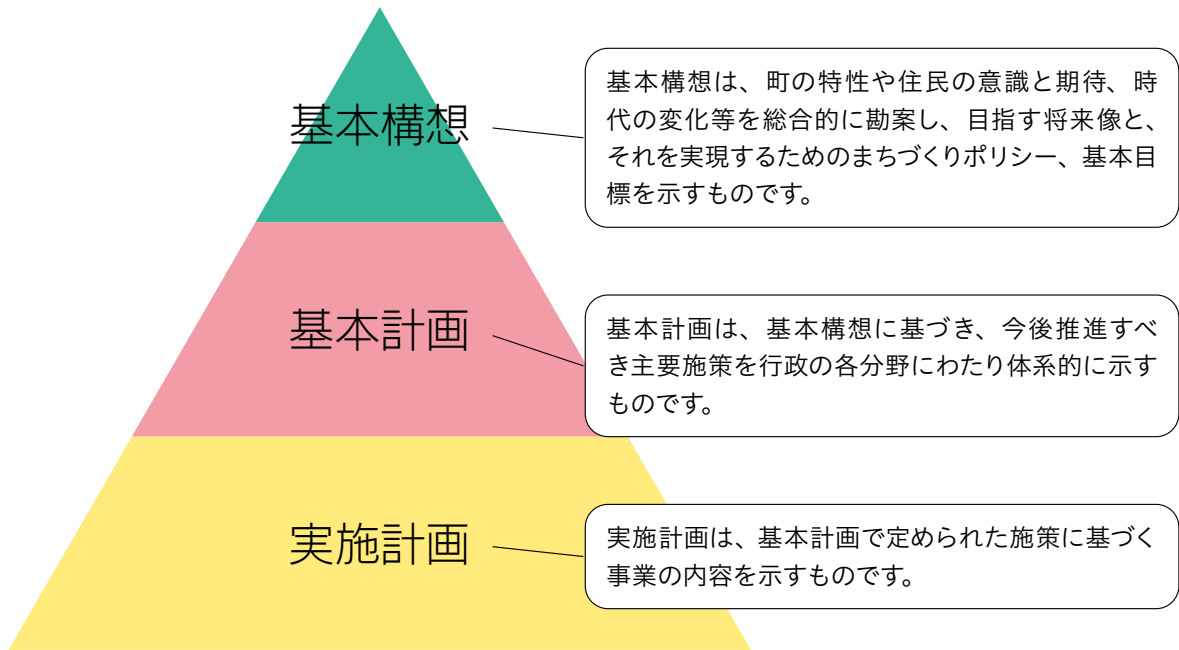
本町の目指していくまちづくりをわかりやすく示し、住民協働のまちづくりを推進する共通指針となるものです。

役割 3 広域連携

国や群馬県、近隣市町村等との広域的な行政に対して、本計画実現に向けて必要な施策や事業を調整・反映させていく連携の基礎となるものです。

(2) 計画の構成と期間

① 計画の構成



② 計画期間

基本構想：令和4年度～13年度（10年間）

基本計画：前期 令和4年度～8年度、後期 令和9年度～13年度（各5年間）

実施計画：3か年計画（毎年度策定しローリング）

	2022年度	2023年度	2024年度	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度	2029年度	2030年度	2031年度		
	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度		
	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10		
基本構想	10年											
基本計画	前期（5年）					後期（5年）						
実施計画	3年			3年			3年			3年		
	3年		3年		3年		3年		3年		3年	
	3年		3年		3年		3年		3年		3年	
	3年		3年		3年		3年		3年		3年	
	3年		3年		3年		3年		3年		3年	
	3年		3年		3年		3年		3年		3年	
	3年		3年		3年		3年		3年		3年	